

仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和2年11月26日（木）午後1時30分から午後3時10分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

安保英勇，猪股佳子，今津綾子，海保一恵，神田真介，木村正祥，草野真人，佐藤一樹，村主幸子，相馬潤子，高橋由佳，福與なおみ，米倉正子（50音順，敬称略）

(2) 説明者

石井主任書記官，田尻主任書記官

(3) 事務局等

中井事務局長，藤川首席家裁調査官，鎌田首席書記官，佐藤総務課長，滝沢総務課庶務係長

4 議事

(1) 本日のテーマである「家事手続案内の実情」及び「家事調停事件を中心とした新型コロナウイルス感染症防止対策」について，家庭裁判所から説明した。

(2) 意見交換概要

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日

令和3年6月24日（木）午後1時30分

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(別紙)

意見交換概要

(以下、□は委員長，●は委員，○は説明者の発言とする。)

- ： 手続案内は来庁した順番に対応しているのか、窓口が込み合わないよう予約制で対応しているのか。待合室にベビーベッドがあったが、お子さんを連れて来庁する方はいるのか、授乳室やおむつ交換の場所はあるのか。
- ： 手続案内は予約制はとっておらず、来庁した順番に対応している。お子さんを連れて来庁する方は一定数おり、待合室以外に授乳室やおむつ交換の場所も用意している。待合室は小さいお子さんが絵本を読んだり、おもちゃで遊ぶスペースを兼ねている。
- ： 調停事件の当事者が小さいお子さんを連れてきた場合は、調停委員があやして対応することもある。
- ： 本日、机上配布された「夫婦関係事件（離婚）の申立てについて」（以下「申立書セット」という。）は、いつ当事者に渡され、いつ裁判所に提出されるのか。書類の提出から実際の調停期日までの流れを教えてください。
- ： 離婚調停の流れについて説明すると、任意の当事者間の話し合いができず、裁判所の手続の利用を検討している方が家庭裁判所の手続案内を受けるために受付センターを訪れた場合、申立書セットを交付し記載方法等を説明する。実際に調停手続の利用を希望する当事者は申立書に必要事項を記載し、裁判所に郵送又は持参提出する。申立書が裁判所に提出された時点で手続が始まり、その後、担当部署から調停期日の通知等を郵送で送付してお知らせし、実際に調停期日に出頭していただくことになる。
- ： 調停期日前に当事者間で話し合いがまとまった場合、調停手続の取消しはできるのか。
- ： 申立人から「取下書」という書面が提出されると、調停手続は終了することになる。

- ：今，説明していただいた調停手続が始まるまでの流れや，いったん申し立てた手続を取下げることができることを説明書面に盛り込んだり，説明書等に振り仮名を振ると一般市民にも分かりやすいと思う。
- ：裁判所では離婚以外にも養育費，財産分与，遺産分割など様々な種類の申立書セットを用意している。
- ：家庭に関する悩みは多岐に及んでおり，手続案内で聞き取った内容に応じた手続の案内を行っている。
- ：裁判所での受付後の手続の流れがフローチャート等で記載されたものがあると分かりやすいのではないか。何をもって申立てとなるのか，申立後はどのような流れで手続が進んでいくのか，例えば裁判所の待合室から実際の調停が行われる調停室へ移動する過程を記載するなど，利用者が分かりやすいものとなるよう工夫すると良いのではないか。手続の流れの中で，次は自分がどうなるのかについて見通しがつくことで安心感が生まれるということもあるのではないか。
- ：手続案内において，予定時間を超過した場合の取扱いやヒートアップした当事者を落ち着かせる方法があれば参考までに教えていただきたい。また，あらかじめ手続案内の流れや手続案内の中で説明する事項を具体的に記載したものを書面化して交付すると分かりやすいのではないか。
- ：手続案内を始める前に，手続案内の所要時間は20分が目安である旨を説明している。ただ20分はあくまでも目安であり，内容によっては時間を超過することもある。また，ヒートアップした当事者に対しては丁寧に時間をかけて説明して，落ち着いてもらうよう対応している。
- ：離婚に関する手続案内を受けた際，離婚に付随した問題，例えば子育てを放棄している事案，DVが疑われる事案などが判明した場合に，裁判所から関係機関へ連絡をする等のサポートをする事例はあるのか。
- ：手続案内の場面で関係機関へ連絡することは難しいが，例えば調停期日で子どもの状況が心配との話がある場合は，家庭裁判所調査官が手続に関与して具体

的なアドバイスを行ったり，調停手続とは別の問題が確認された場合には弁護士会など関係機関の相談窓口を紹介することもある。

- ：視覚，聴覚障害のある方に，点字や手話を使って手続案内をしたケースはあるか。点字や手話が必要な場合，通訳人等は各自で用意するのか。調停期日で手話通訳が必要な場合，手話通訳者の同席は認められるのか。
- ：点字や手話を使用して手続案内をした経験はないが，耳の不自由な方に対し筆談で対応したことはある。また弱視の当事者が調停期日に出頭したケースでは，待合室と調停室を一室に固定し，当事者が移動することなく調停委員が当事者のいる部屋へ赴いて手続を行った。手話通訳が必要な場合，裁判所から市役所等に連絡をし，手話通訳者を探す手伝いをしたケースもあった。手話通訳が必要な当事者の場合の手話通訳者の同席は認められる。
- ：当事者が外国人の場合，調停期日に通訳人を同席させたケースがあった。
- ：離婚調停の申立書の「申立ての趣旨」欄に「婚姻関係を円満に調整する」とあるが，どういう意味か。用語が専門的で一般の人に分かりにくいのではないか。
- ：「婚姻関係を円満に調整する」とは，婚姻関係を継続しつつ相手方とどう生活していくかなどのルールを調整するものである。
- ：「非開示希望について」と題する書面に関し，裁判手続における非開示希望情報は非常に重要でセンシティブな情報であり，当事者への説明も丁寧に行うべきだと考えるが，裁判所ではどのような点に留意して対応しているのか。
- ：当事者が窓口で書類を提出する際，職員が非開示希望の有無を確認し，希望がある場合は，非開示希望申出書の記載方法を教示し，提出書面の非開示希望部分をマスキングして提出するよう説明している。また，調停の席上で書面を提出する場合もあることから，調停委員に対する研修で非開示希望に関する事務処理方法についての指導を徹底している。
- ：手続案内は裁判所の本来業務である司法判断とは別の枠組みであり，法律の裏付けのないところで行っているサービスであると理解している。身の上相談と

手続案内との線引きも難しいところであり御苦勞されていると思うが、一般市民にとっては有用なものであり続けてほしい。

離婚について悩んでいる一般市民が、裁判所に相談してみようとはならないと思われるが、裁判所の手続案内を利用する人が、どのようにして裁判所の手続案内を認識し、利用しているのかについて教えていただきたい。

- ：弁護士会や法テラスの無料法律相談の中で裁判所の手続を紹介されて来庁するケースや、市役所で家庭裁判所の手続が必要であると説明を受けて来庁するケースがある。
- ：コロナ対策として、裁判所では検温、消毒などの対策を行っているのか。
- ：裁判所で検温は実施していない。職員については、体調不良や発熱の場合は出勤しないよう指導を徹底している。来庁者については、マスクの着用を依頼し、マスクを持参していない方には裁判所のマスクを交付している。また窓口にビニールカーテンを、エレベーター付近に消毒液を設置する等の対策を行っている。調停室内においては、当事者の体調を確認し、希望があれば机上に可動式パーテーションを設置している。
- ：当職場では、首都圏へ行った職員又は首都圏から来た人と接触した職員は事務所に出勤せずリモートで勤務するという対応をしている。裁判所の調停室は狭く、調停中は密の状態になりやすいと思われるが、調停委員の健康状態の管理について、どのような対策を講じているのか教えていただきたい。
- ：裁判所では、調停委員も含めた職員に対し、体調不良の場合は出勤しないよう徹底している。県外へ出張した職員及び県外の人と接触した職員について、一律に職場へ出勤しないという指導は、今のところはしていない。
- ：不特定多数の人の出入りによるウイルスの持ち込みが不安視されており、来庁者は1階エリアのみで対応する措置をとっているところもある。裁判所は困っている人が訪れる場所であり、国民に対して開かれている場所である必要があるため、そのような措置をとることが難しいことは理解できる。執務室や調停

室の机上に前後左右を仕切る板は見受けられず、また裁判所の事務処理は紙ベースでありリモートにも馴染まないと思われることから、コロナ対策も取りづらい面があるのかという印象を受けた。

- ：テレビ会議システムの説明があったが、同システムはマイクロソフト社の Teams を使ったシステムなのか、またテレビ会議システムはコロナ対策の一環として利用が拡大しているのか、あるいはコロナ以前から利用されていたのかについてお聞きしたい。
- ：テレビ会議システムはマイクロソフト社の Teams を使ったものではなく、裁判所で以前から使用しているものである。
- ：テレビ会議システムの利用は家庭裁判所の手続において法律で予定されているものであり、コロナ以前から利用されている。家庭裁判所の手続では、遠方に居住している当事者も多く、今後もコロナに関わらず利用されていくと思われる。
- ：裁判所のコロナ対策が緩いとの意見もあるが、一方で裁判所はやらなければいけない業務があるため、パーティションを使用しない場合で一定の距離をとった上でマスクを完璧に着用することで感染防止の効果があるとする専門家の意見を聞きながら手探りで対応している。効果は未知数だが、司法の役割とコロナ対策とのバランスをとりながら業務を行っているということについて、御理解をいただきたい。